

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3219号)

令和7年6月2日

横情審答申第3219号

令和7年6月2日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

令和5年7月28日市広聴第452号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

令和5年6月19日市広聴第255号－2による「定期支出命令書（令和元年9
月支払分）（令和元年度市広聴第1116号）ほか107件」の一部開示決定に対す
る審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「定期支出命令書（令和元年 9 月支払分）（令和元年度市広聴第1116号）」ほか107件の行政文書を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和 5 年 6 月 19 日付で行った上記 1 記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（令和 4 年 12 月横浜市条例第 38 号。以下「条例」という。）第 7 条第 2 項第 1 号、第 3 号ア及び第 5 号柱書に該当するため一部を不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 本件審査請求文書のうち当該事業を行っている法人及びプロポーザルに参加した法人の担当者の氏名は、「個人の氏名」に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、条例第 7 条第 2 項第 1 号に該当し、同号ただし書に該当しないため不開示とした。
- (2) 本件審査請求文書のうち「法人代表者の印影」や「コールセンター事業を行うための人員配置や独自の技術等の営業上のノウハウに繋がる情報」は、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、また、「法人の振込先口座情報（銀行名及び支店名、口座番号、口座名義人、預金種目）」や「見積書に記載の電話番号、担当者個人のメールアドレス等の情報」は、法人の内部管理情報であり、開示することにより、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあることから、条例第 7 条第 2 項第 3 号アに該当し、同号ただし書に該当しないため不開示とした。
- (3) 本件対象行政文書のうち「コールセンターの所在地」、「コールセンターの所在地（候補地含む）」、「コールセンター運用に係わるシステム」及び「セキュリティに関連する情報」は、開示することにより、コールセンターを標的にしたネットワーク切断、コールセンターへの不法侵入といった問合せ対応業務の阻害行為に

より、正常に運用できない状態になり、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあるとともに、市の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、プロポーザルに参加した法人から提示された所在地（候補地）を公表することで、次期契約以降に設置されるコールセンターの所在地が推測でき、結果的に次期契約のコールセンターへの不法侵入など、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあるとともに、市の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

そのため、第7条第2項第3号ア及び第5号柱書に該当し、不開示とした。

- (4) なお、コールセンターの運営施設は事業者が用意しており、関係者以外の立入りを制限しており、また、コールセンターのサービスは、電話、メール、ファクシミリで提供されており、対面の窓口は設けていない。

部外者の立入りは、市民との通話内容を聞かれ、個人情報漏洩などによるコールセンターの正常な運営を妨げる事態につながることから、その所在地は不開示としている。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、不開示とする部分の全ての開示を求める。
- (2) コールセンター業務地が不開示故、同業務の不適切な対応に対する直接の苦情申立てができない。
- (3) その結果、上記対応に改善なく、今後も存続するため、開示されるべきである。
- (4) 不開示とする理由に、具体的事象の記載がない。「おそれ」なる文言が頻発している。
- (5) フィクションに過ぎない「おそれ」を理由に、具体的に生じている「不適切対応」を請求人に放置を余儀なくさせる処分は不合理である。

5 審査会の判断

- (1) 本件審査請求文書について

ア 横浜市コールセンターでは、「市政案内」、「区役所代表電話の交換業務」及び「市庁舎代表電話の交換業務」を行っている。

イ 本件審査請求文書は、実施機関が保有する当該コールセンターに係る業務委託契約に関するものであって、別表に掲げる文書1から文書108までにより構成さ

れており、このうち次の部分が実施機関によって不開示とされている。

- (ア) 文書1から文書44まで、文書62から文書76まで、文書79から文書93まで、文書104から文書108までに記載された個人の氏名（以下「不開示部分1」という。）について、条例第7条第2項第1号を適用している。
- (イ) 文書45から文書51まで、文書79から文書91まで、文書102から文書105まで、文書107に記載された法人の金融機関口座情報（以下「不開示部分2」という。）について、文書45から文書76まで、文書79から文書91まで、文書94から文書108までに記載された法人代表者印の印影（以下「不開示部分3」という。）について、文書77及び文書78、文書92から文書107までに記載された法人の内部管理情報（以下「不開示部分4」という。）について、文書106から文書108までに記載されたコールセンターの所在地に係る情報（一部候補地を含む。以下「不開示部分5」という。）について、文書108に記載された営業上のノウハウ（以下「不開示部分6」という。）について、並びにコールセンター運用に係るシステム及びセキュリティに関連する情報（以下「不開示部分7」という。）について、各々条例第7条第1項第3号アを適用している。
- (ウ) 不開示部分6及び不開示部分7については、併せて条例第7条第2項第5号を適用している。

ウ 当審査会は、実施機関が本件審査請求文書中不開示とした部分に係る条例第7条第2項第1号、第3号及び第5号の該当性について、以下検討する。

(2) 条例第7条第2項第1号の該当性について

ア 条例第7条第2項第1号本文は、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」について、開示しないことができる旨を規定している。

ただし、本号ただし書では、「ア 法令若しくは条例・・・の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」について、開示しないことができる個人に関する情報から

除くと規定している。

イ 当審査会において不開示部分 1 を見分したところ、物品役務検査調書中の契約の相手方の立会人氏名欄、見積書の事業者表示欄及び同欄に押印された個人印の印影、事業者からの送付文書、提案書選定に係る理由説明希望の申出書及びそれに付随した封筒、事業者への依頼文書、請書、提案書及び基準適合に関する付属書類等に記載された個人の氏名であることが認められた。

また、当該個人の氏名が公にされていることを推認させるものは認められなかった。

ウ したがって、不開示部分 1 は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(3) 条例第 7 条第 2 項第 3 号アの該当性について

ア 条例第 7 条第 2 項第 3 号は、「法人その他の団体・・・に関する情報・・・であって、次に掲げるもの。・・・ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」について、開示しないことができる旨を規定している。

イ 実施機関が不開示部分 2 から不開示部分 7 までについて本号アに該当するとして不開示としたことに対し、審査請求人は法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する「おそれ」についての具体的事象の記載がなく、開示すべきと主張している。

当審査会は、本件審査請求文書を見分し、次のとおり判断する。

(ア) 不開示部分 2 は、実施機関がコールセンター事業を委託した法人に対する委託料等支出金に係る振込先口座情報であって、銀行名、支店名、預金種目、口座番号及び口座名義人が記載されている。

当該口座は、当該法人が専ら委託料等金員の収受等に利用しており、事業活動を行うための財産権に係る情報であると認められる。

(イ) 不開示部分 3 は、実施機関がコールセンター業務を委託する際に徴した提案書及びその付属書類、見積書、委託先の法人との間で締結した契約関係書類並びに請求書に記載された印影であって、悪用された場合には当該法人の権利又は利益を損なうものと認められる。

(ウ) 不開示部分 4 は、コールセンター業務のプロポーザルに参加した法人が参加

資格要件として提出した取引実績に係る情報であって、取引の受注元の名称、契約日、席数等に係る情報、法人が提案書選定に係る理由説明希望の申出書、請書等に記載した非公表の電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレスに係る情報及び再委託先の企業名、役割、作業内容等に係る情報である。

これらの情報は、当該法人のウェブサイト、資料等においても公にされておらず、コールセンター業務についてプロポーザルに参加し、又は運営するに際し必要な当事者にのみ提供される情報であるから、法人が事業活動を行うためのノウハウに該当する内部管理情報であると認められる。

- (エ) 不開示部分 5 は、見積書、請書及び提案書に記載されたコールセンター事業を営む法人の所在地に関する情報である。

実施機関によれば、本件請求に係るコールセンターは、電話、メール及びファクシミリを用いてサービスを提供するものであって、対面で応答する窓口を設けておらず、関係者以外の立入りが制限されているとのことである。

そのような施設の所在地を公にすると、これを標的にしたシステム及びネットワーク機能に対する阻害行為、部外者による違法不当な侵入行為を招き、問合せ対応業務に支障を来すとともに、個人情報漏えい等により、本来目的であるコールセンターの正常な運用が行えない事態となる高い蓋然性が認められる。

また、次期以降に設置される同センターの所在地が推測され得ることを鑑みれば、その設置候補地又は事業所所在地についても同様である。

- (オ) 不開示部分 6 は、提案書に記載されたコールセンター事業に係る運営に関する技術、業務実績、要員体制、品質管理、危機管理体制等の情報であるから、同業他社との競争関係において当該法人に係る利益の得失に密接な情報であると認められる。

- (カ) 不開示部分 7 は、コールセンター運営に係るシステム及びネットワークの安定的運営、個人情報の保護、入退室管理等のセキュリティに関する情報であり、当該法人の様々な安全対策の詳細にわたる情報であると認められる。

ウ 上記イ(ア)から(カ)までの判断を考え合わせると、不開示部分 2 から不開示部分 7 までは、公にすることにより、当該法人の事業活動が損なわれるというべきであり、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、本号アに該当し、本号ただし書には該当しない。

- (4) 不開示部分 2 から不開示部分 7 までについては、上記(3)のとおり、条例第 7 条第 2 項第 3 号アに該当することから、同項第 5 号の該当性を検討するまでもない。
- (5) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。
- (6) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を条例第 7 条第 2 項第 1 号、第 3 号アに該当するとして一部開示とした決定は妥当である。

(第四部会)

委員 板垣勝彦、委員 飯島奈津子、委員 山本窓亜

別表 本件審査請求文書、不開示部分等

文書	名称	不開示部分、答申本文中の分類及び根拠規定（条例第7条第2項）
文書1	定期支出金支出命令書（令和元年9月支払分）（令和元年度市広聴第1116号）	・個人の氏名（不開示部分1） （第1号）
文書2	定期支出金支出命令書（令和元年10月支払分）（令和元年度市広聴第1301号）	
文書3	定期支出金支出命令書（令和元年11月支払分）（令和元年度市広聴第2241号）	
文書4	定期支出金支出命令書（令和元年12月支払分）（令和元年度市広聴第2377号）	
文書5	定期支出金支出命令書（令和2年1月支払分）（令和元年度市広聴第2522号）	
文書6	定期支出金支出命令書（令和2年2月支払分）（令和元年度市広聴第2695号）	
文書7	定期支出金支出命令書（令和2年3月支払分）（令和元年度市広聴第2893号）	
文書8	定期支出金支出命令書（令和2年4月支払分）（令和2年度市広聴第58号）	
文書9	定期支出金支出命令書（令和元年5月支払分）（令和2年度市広聴第525号）	
文書10	定期支出金支出命令書（令和元年6月支払分）（令和2年度市広聴第724号）	
文書11	定期支出金支出命令書（令和元年7月支払分）（令和2年度市広聴第937号）	
文書12	定期支出金支出命令書（令和2年8月支払分）（令和2年度市広聴第1116号）	
文書13	定期支出金支出命令書（令和2年9月支払分）（令和2年度市広聴第1291号）	
文書14	定期支出金支出命令書（令和2年10月支払分）（令和2年度市広聴第1442号）	
文書15	定期支出金支出命令書（令和2年11月支払分）（令和2年度市広聴第1521号）	
文書16	定期支出金支出命令書（令和2年12月支払分）（令和2年度市広聴第1691号）	
文書17	定期支出金支出命令書（令和3年1月支払分）（令和2年度市広聴第1829号）	
文書18	定期支出金支出命令書（令和3年2月支払分）（令和2年度市広聴第2069号）	
文書19	定期支出金支出命令書（令和3年3月支払分）（令和2年度市広聴第2229号）	
文書20	定期支出金支出命令書（令和3年4月支払分）（令和3年度市広聴第31号）	
文書21	定期支出金支出命令書（令和3年5月支払分）（令和3年度市広聴第186号）	
文書22	定期支出金支出命令書（令和3年6月支払分）（令和3年度市広聴第333号）	

文書23	定期支出金支出命令書（令和3年7月支払分）（令和3年度市広聴第491号）	(同上)
文書24	定期支出金支出命令書（令和3年8月支払分）（令和3年度市広聴第625号）	
文書25	定期支出金支出命令書（令和3年9月支払分）（令和3年度市広聴第958号）	
文書26	定期支出金支出命令書（令和3年10月支払分）（令和3年度市広聴第1142号）	
文書27	定期支出金支出命令書（令和3年11月支払分）（令和3年度市広聴第1260号）	
文書28	定期支出金支出命令書（令和3年12月支払分）（令和3年度市広聴第1395号）	
文書29	定期支出金支出命令書（令和4年1月支払分）（令和3年度市広聴第1649号）	
文書30	定期支出金支出命令書（令和4年2月支払分）（令和3年度市広聴第1807号）	
文書31	定期支出金支出命令書（令和4年3月支払分）（令和3年度市広聴第1965号）	
文書32	定期支出金支出命令書（令和4年4月支払分）（令和4年度市広聴第23号）	
文書33	定期支出金支出命令書（令和4年5月支払分）（令和4年度市広聴第162号）	
文書34	定期支出金支出命令書（令和4年6月支払分）（令和4年度市広聴第337号）	
文書35	定期支出金支出命令書（令和4年7月支払分）（令和4年度市広聴第472号）	
文書36	定期支出金支出命令書（令和4年8月支払分）（令和4年度市広聴第617号）	
文書37	定期支出金支出命令書（令和4年9月支払分）（令和4年度市広聴第749号）	
文書38	定期支出金支出命令書（令和4年10月支払分）（令和4年度市広聴第888号）	
文書39	定期支出金支出命令書（令和4年11月支払分）（令和4年度市広聴第1046号）	
文書40	定期支出金支出命令書（令和4年12月支払分）（令和4年度市広聴第1175号）	
文書41	定期支出金支出命令書（令和5年1月支払分）（令和4年度市広聴第1336号）	
文書42	定期支出金支出命令書（令和5年2月支払分）（令和4年度市広聴第1516号）	
文書43	定期支出金支出命令書（令和5年3月支払分）（令和4年度市広聴第1641号）	
文書44	定期支出金支出命令書（令和5年4月支払分）（令和5年度市広聴第12号）	
文書45	20200630-990414-支出命令-1-004183-1203（令和2年度横浜市コールセンター運営体制強化業務委託）（令和2年度市広聴第744号）	・法人の口座情報（不開示部分2）（第3号ア） ・法人代表者印の印影（不開示部分3）（第3号ア）

文書46	00000000-990414-定期支出-1-500115-1303（【令和元年度】横浜市コールセンター運営業務委託）（令和元年度市広聴第536号）	(同上)
文書47	00000000-990414-定期支出-1-000038-1203（横浜市コールセンター運営業務委託）（令和2年度市広聴第91号）	
文書48	00000000-990414-定期支出-1-500017-1203（横浜市コールセンター運営業務委託）（令和3年度市広聴第9号）	
文書49	00000000-990414-定期支出-1-000039-1203（市庁舎代表電話交換業務委託）（令和2年度市広聴第93号）	
文書50	00000000-990414-定期支出-1-500018-1203（市庁舎代表電話交換業務委託）（令和3年度市広聴第12号）	
文書51	00000000-990414-定期支出-1-000019-1203（市庁舎代表電話交換業務委託）（令和4年度市広聴第26号）	
文書52	コールセンター業務検証及び次期仕様コンサルティング委託について（契約締結伺）（平成30年度市広聴第95号）	・法人代表者印の印影（不開示部分3）（第3号ア）
文書53	平成31年度「横浜市コールセンター運営業務委託」（契約締結伺）（平成31年度市広聴第114号）	
文書54	令和2年度横浜市コールセンター運営業務委託の執行について（令和元年度市広聴第2899号）	
文書55	横浜市コールセンター運営業務委託契約履行着手届出書の受理について（平成31年度市広聴第516号）	
文書56	災害時の横浜市コールセンター業務に関する協定書の締結について（令和元年度市広聴第769号）	
文書57	令和3年度横浜市コールセンター運営業務委託の執行について（令和2年度市広聴第2265号）	
文書58	令和5年度横浜市コールセンター運営業務委託の執行について（令和4年度市広聴第1661号）	
文書59	令和4年度横浜市コールセンター運営業務委託の執行について（令和4年度市広聴第22号）	
文書60	横浜市コールセンター運営業務委託に係る横浜市交通局の負担金に関する覚書について（平成30年度市広聴第1849号）	
文書61	横浜市コールセンター「電気通信サービスの提供に関する契約書」の一部変更に関する覚書の締結について（令和元年度市広聴第519号）	
文書62	令和元年度「横浜市コールセンター入電増への対応のための体制強化」にかかる委託の契約締結について（令和元年度市広聴第1299号）	・個人の氏名（不開示部分1）（第1号） ・法人代表者印の印影（不開示部分3）（第3号ア）
文書63	「令和2年度横浜市コールセンター運営体制強化業務委託」の契約変更について（執行伺）（令和2年度市広聴第481号）	

文書64	横浜市コールセンター及び区役所代表電話に係る混雑時アナウンス等変更業務委託の契約締結について（令和2年度市広聴第1120号）	(同上)
文書65	「横浜市コールセンター及び区役所代表電話に係る I V R 転送設定業務委託」の契約締結について（令和2年度市広聴第2254号）	
文書66	「令和2年度横浜市コールセンター運営体制強化業務委託」にかかる契約締結について（令和元年度市広聴第2937号）	
文書67	横浜市コールセンター等に係る混雑時アナウンス変更業務委託（令和3年度市広聴第1340号）	
文書68	横浜市コールセンター及び区役所代表電話に係る I V R 転送設定変更業務委託（令和3年度市広聴第106号）	
文書69	I V R 転送設定変更業務委託（令和4年度市広聴第106号）	
文書70	I V R 転送設定変更業務委託について（令和4年度市広聴第1736号）	
文書71	横浜市コールセンター運営業務委託8月分の部分検査調書の差替えについて（令和元年度市広聴第2458号）	
文書72	令和元年度「市庁舎代表電話交換業務運営に向けた構築に係る業務」にかかる委託の契約締結について（令和元年度市広聴第2741号）	
文書73	令和2年度「市庁舎代表電話交換業務委託」にかかる契約締結について（令和元年度市広聴第2936号）	
文書74	令和3年度「市庁舎代表電話交換業務委託」にかかる契約締結について（令和2年度市広聴第2328号）	
文書75	令和4年度「市庁舎代表電話交換業務委託」にかかる契約締結について（令和3年度市広聴第2033号）	
文書76	令和5年度「市庁舎代表電話交換業務委託」にかかる契約締結について（令和4年度市広聴第1746号）	
文書77	提案資格確認結果通知の送付について（横浜市コールセンター運営業務委託）（平成30年度市広聴第1630号）	・法人の内部管理情報（不開示部分4）（第3号ア）
文書78	横浜市コールセンター運営業務委託に係るプロポーザルの実施に伴うヒアリングの実施通知について（平成30年度市広聴第1828号）	
文書79	20191129-990414-支出命令-1-013023-1303（横浜市コールセンター入電増への対応のための体制強化）（令和元年度市広聴第2259号）	・個人の氏名（不開示部分1）（第1号） ・法人の口座情報（不開示部分2）（第3号ア） ・法人代表者印の印影（不開示部分3）（第3号ア）
文書80	20191227-990414-支出命令-1-014160-1303（横浜市コールセンター入電増への対応のための体制強化）（令和元年度市広聴第2354号）	

文書81	20200205-990414-支出命令-1-016071-1303（横浜市コールセンター入電増への対応のための体制強化）（令和元年度市広聴第2514号）	(同上)
文書82	20200331-990414-支出命令-1-020000-1303（横浜市コールセンター入電増への対応のための体制強化）（令和元年度市広聴第2935号）	
文書83	20200303-990414-支出命令-1-018169-1303（横浜市コールセンター入電増への対応のための体制強化）（令和元年度市広聴第2686号）	
文書84	20200430-990414-支出命令-1-021624-1303（【令和元年度】横浜市コールセンター入電増への対応のための体制強化）（令和2年度市広聴第34号）	
文書85	20201007-990414-支出命令-1-008676-1203（横浜市コールセンター及び区役所代表電話に係る混雑時アナウンス等変更業務委託）（令和2年度市広聴第1287号）	
文書86	20200430-990414-支出命令-1-021629-1303（【令和元年度】市庁舎代表電話交換業務運営に向けた構築に係る業務）（令和2年度市広聴第36号）	
文書87	20180824-990414-支出命令-1-006902-1303（コールセンター業務検証及び次期仕様コンサルティング委託について）（平成30年度市広聴第729号）	
文書88	00000000-990414-定期支出-1-000040-1203（令和2年度横浜市コールセンター運営体制強化業務委託）（令和2年度市広聴第92号）	
文書89	20210518-990414-支出命令-1-020326-1203（【令和2年度】横浜市コールセンター及び区役所代表電話に係る I V R 転送設定業務委託）（令和3年度市広聴第93号）	
文書90	20220126-990414-支出命令-1-013711-1203（横浜市コールセンター等に係る混雑時アナウンス変更業務委託）（令和3年度市広聴第1636号）	・個人の氏名（不開示部分1）（第1号） ・法人の内部管理情報（不開示部分4）（第3号ア）
文書91	20210618-990414-支出命令-1-002642-1203（横浜市コールセンター及び区役所代表電話に係る I V R 転送設定変更業務委託）（令和3年度市広聴第268号）	
文書92	横浜市コールセンター運営業務委託に関する公募型プロポーザルの提案書審査結果の理由について（通知）（平成30年度市広聴第2106号）	
文書93	「横浜市コールセンター運営業務委託」に係る委託業務の引継について（依頼）（平成31年度市広聴第140号）	
文書94	横浜市コールセンター運営業務委託再委託の承諾について（平成31年度市広聴第517号）	
文書95	市庁舎代表電話交換業務委託再委託の承諾について（令和2年度市広聴第498号）	

文書96	令和2年度 横浜市コールセンター運営体制強化業務委託 再委託の承諾について（令和2年度市広聴第503号）	(同上)
文書97	横浜市コールセンター運営業務委託に係る再委託の承諾について（令和3年度市広聴第2123号）	
文書98	市庁舎代表電話交換業務委託に係る再委託の承諾について（令和3年度市広聴第2124号）	
文書99	市庁舎代表電話交換業務委託に係る再委託の承諾について（令和4年度市広聴第46号）	
文書100	横浜市コールセンター運営業務委託に係る再委託の承諾について（令和4年度市広聴第912号）	
文書101	市庁舎代表電話交換業務委託に係る再委託の承諾について（令和4年度市広聴第913号）	
文書102	00000000-990414-定期支出-1-000018-1203（横浜市コールセンター運営業務委託）（令和4年度市広聴第43号）	・法人の口座情報（不開示部分2）（第3号ア） ・法人の代表者印の印影（不開示部分3）（第3号ア） ・法人の内部管理情報（不開示部分4）（第3号ア）
文書103	00000000-990414-定期支出-1-500039-1207（横浜市コールセンター運営業務委託）（令和5年度市広聴第36号）	
文書104	20230511-990414-支出命令-1-014624-1203（I V R 転送設定変更業務委託について）（令和5年度市広聴第58号）	・個人の氏名（不開示部分1）（第1号） ・法人の口座情報（不開示部分2）（第3号ア） ・法人の代表者印の印影（不開示部分3）（第3号ア） ・法人の内部管理情報（不開示部分4）（第3号ア）
文書105	20220623-990414-支出命令-1-002552-1203（I V R 転送設定変更業務委託）（令和4年度市広聴第286号）	
文書106	コールセンター移設に係る回線工事委託（令和元年度市広聴第846号）	・個人の氏名（不開示部分1）（第1号） ・法人代表者印の印影（不開示部分3）（第3号ア） ・法人の内部管理情報（不開示部分4）（第3号ア） ・コールセンターの所在地（不開示部分5）（第3号ア及び第5号柱書）

文書107	20191015-990414-支出命令-1-009822-1303（コールセンター移設に係る回線工事委託）（令和元年度市広聴第1245号）	・個人の氏名（不開示部分1）（第1号） ・法人の口座情報（不開示部分2）（第3号ア） ・法人代表者印の印影（不開示部分3）（第3号ア） ・法人の内部管理情報（不開示部分4）（第3号ア） ・コールセンターの所在地（不開示部分5）（第3号ア及び第5号柱書）
文書108	「横浜市コールセンター運營業務委託」に係わる提案書一式（収受）	・個人の氏名（不開示部分1）（第1号） ・法人代表者印の印影（不開示部分3）（第3号ア） ・法人の内部管理情報（不開示部分4）（第3号ア） ・コールセンターの所在地（候補地含む。）（不開示部分5）（第3号ア及び第5号柱書） ・営業上のノウハウ（不開示部分6）（第3号ア） ・コールセンター運用に係わるシステム、セキュリティに関連する情報（不開示部分7）（第3号ア及び第5号柱書）

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和5年7月28日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和5年8月25日	・審査請求人から主張書面を受理
令和5年8月30日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和7年4月3日 （第41回第四部会）	・審議
令和7年5月1日 （第42回第四部会）	・審議